

質 問 回 答

2023 年 10 月 6 日

「(案件名)エジプト国ビジネス開発サービスの強化を通じた中小零細企業競争力向上プロジェクト(QCBS)」

(公示日:2023 年 9 月 20 日/調達管理番号:23a00543)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 4 頁 第 1 章 企画競争の手続き 4. 担当部署・日程等 (3) 日程 No.7 プレゼンテーション	プレゼンテーション参加予定者が、従事中案件の出張の移動時間等と重複するため、指定の時間帯に参加することが難しい状況です。そのため、プロポーザル提出後、個別に日時のご相談をさせて頂きませんかでしょうか。	公平を期すため、申し訳ありませんが個別の日時のご相談には応じかねます。業務管理グループを提案する場合には業務主任者又は副業務主任者でご対応お願い致します。
2	P21 第2章【2】第6条1. 報告書等	事業完了報告書の CD-R 作成・提出について、英文と和文は其々1 枚ごとに作成し、合計で 8 枚必要になりますでしょうか。それとも、英文と和文両方を 1 枚の CD-R にコピーし、合計で 4 枚となりますでしょうか。	英文と和文両方を 1 枚の CD-R に格納いただき、合計で 4 枚になります。
3	P14. (7) 成果 1 に関する留意事項 3) 調査内容	3) 調査内容に「対象地域及び対象セクターの経済活動の状況、主要産業とその動向、輸出高、SME のビジネスの状況と成長可能性、SME へ提供されている BDS とその内容、他ドナーの現在及び過去の支援等」とあります。これは各地域の対象セクター以外に、その地域の主要産業についても、上記の各項目の調査が必要ということでしょうか？	パイロット事業対象地域における調査につきましては、対象セクターの調査に加えて、対象地域全体としての各項目の調査を実施していただくことを想定しています。

4	P15. (7)成果 1 に関する留意事項 5) 実施時期	本調査の開始は、契約締結後の 2024 年 1 月でしょうか？それとも、日本人コンサルタントの現地業務開始時期の 2024 年 3 月でしょうか？	パイロット事業対象地域における調査の開始は現地業務開始時期(現時点の想定では2024 年 3 月)を想定しています。一方で、契約履行期間は 2024 年 1 月の開始を想定しており、現地業務開始前に本邦において準備を進めていただくことは可能です。
5	P7 第 1 章 8.(2) 3) 本見積書及び別見積書、別提案書	「なお、別見積については、「第3章4(3)別見積について」のうち、3)の経費と1)～2)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分けていただくようお願いいたします)。」とありますが、シートを分けることで区別できるようにすることで宜しいでしょうか。	企画競争説明書に記載のとおりファイルを分けていただくようお願いいたします。
6	P16 第 3 条 2.(8) 5)パイロット事業の実施時期及び対象社数	パイロット事業数は食品加工・プラスチック加工含めて、10 社×2 セクターの 20 社の理解で正しいか、もしくは 10 社×2 セクター(食品加工・プラスチック加工それぞれ)×2 回の 40 社なのか教えていただけますと幸いです。	R/D の中で PDM の成果 2 の指標として設定している MSMEs20 社の内訳は(R/D には記載しておりませんが)5 社×2 セクター(食品加工・プラスチック加工それぞれ)×2 回の 20 社と想定しております。なお、この 20 社は R/D へ記載することを考慮した社数であり、プロジェクトの中ではできるだけ多くの MSMEs をパイロット事業の対象としていただくように特記仕様書(案)に記載しております。
7	P35 第 3 章 2.(2) 2)業務従事者の構成案	格付について、学卒年次による格付確認の廃止が今後予定されていますが、適用開始時にすでに公示済または契約締結済の案件については、適用対象外となりますでしょうか。あるいは、適用開始後に確定する評価対象外団員に	本件についてはこれまでとおりとなります。(10 月以降の制度変更の適用については JICA ホームページのお知らせ等でご確認ください。)

		は適用されますでしょうか。	
8	P41 第3章 4.(4) 定額計上について	<p>表の 4.本邦研修にかかる経費の金額に含まれる範囲に記載のある「受入期間の業務人月(業務主任者 BDS 強化分野 2 号を想定)0.5 人月の報酬は本契約に含む」は、定額計上 8,396,000 円に、0.5 人月を含んでいるので、本見積には 37.6 人月を入れるということで宜しいでしょうか。</p> <p>また、本邦研修契約(別契約)に含むのは研修員来日中の同行と報告書作成にかかる人月と理解していますが、来日期間 14 日間+報告書作成は、すべて定額計上の 8,396,000 円に含まれているという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>さらに、本邦研修の準備人月は、本見積の 37.6 人月に含まれる、という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり業務主任者の 0.5 人月については本邦研修分、別契約となります。</p> <p>また、本邦研修分の定額計上については国内移動に関する業務等企画競争説明書に記載の業務を含めた定額計上額となります。</p> <p>本邦研修は本体契約の一部として実施されますので、「研修員来日前の業務については本体契約に含めてください」(「コンサルタント等契約における研修・招へいガイドライン」p.11)。</p>
以上 9 月 29 日回答			
9	16 ページ (5)パイロット事業の実施時期及び対象社数	<p>「本プロジェクトの協力期間の中でパイロット事業をそれぞれ 2 回実施する」とあります。1 年次のパイロット事業対象企業に対し、2 年次も引き続き指導・フォローアップを計画することは可能でしょうか。</p>	<p>パイロット事業の対象企業と指導する BDS の選定につきましては、第4条 2.(8)3)に記載のとおり、実施機関及び関連機関と協力して行います。実施機関及び関連機関との合意形成が必要です。現時点で、1年次の対象企業に対して2年次も引き続き指導・フォローアップすることを妨げる方針はありませんが、かかる進め方につい</p>

			て実施機関及び関連機関との間で合意形成して進めていただく必要があります。
10	P41 第3章 4.(4) 定額計上について	9月29日のNo.8のご回答「また、本邦研修分の定額計上については国内移動に関する業務等企画競争説明書に記載の業務を含めた定額計上額となります」につきまして、本邦研修の定額計上は、同行、報告書作成、に加えて国内移動の実務も含めた定額計上額である、と理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。第2章第5条2.(2)本邦研修(p.19)の記載に基づき、「研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約を締結して実施」します。
11	P41. 4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について	カイロ、アレキサンドリア、ミニヤ、それぞれの都市でのローカルコンサルタントと通訳の雇用のうち、アレキサンドリア、ミニヤでのパイロット事業に掛かるものは定額計上、それ以外となるカイロでの活動に掛かるものは一般業務費で別途計上という理解でよろしいでしょうか？	パイロット事業の実施に必要な経費は定額計上に含めています。対象地はアレキサンドリアとミニヤとしており、その他の地域でのパイロット事業を実施することは、実施機関の間では想定しておりません。その他の地域でのパイロット事業を提案する場合は、別提案・別見積としてください。 なお、パイロット事業以外のカイロでの活動に掛かるものは一般業務費で計上してください。
12	P40(4)見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について	P41 表中の2に「ワークショップ開催経費」の内訳として200,000 x 10回とありますが、P19で示されているナレッジ共有イベントx4回とナレッジ共有セミナーx1回以外は何が想定されますでしょうか？	例えば、カイロでのプロジェクトのキックオフイベントや中間の成果報告イベント、アレキサンドリア及びミニヤでの技術やマネジメント手法に関するワークショップ等が考えられます。
13	合意単価について	本案件はQCBS案件のため、原則航空賃と一般業務費のうち車両費と雑費(通信費)については合意単価になるという理解でよいでしょうか？	JICA ホームページに掲載されております「コンサルタント等契約の経理処理ガイドライン」第1部Ⅲ.直接経費【表3:直接経費の費目構成】をご

		か？	参照下さい (quotation_01_202204.pdf (jica.go.jp)
以上 10月6日回答			

以上